



2025/06/19 14:44 現在の情報です。

千葉県長生郡一宮町一宮2998番地2
株式会社OnePlanet

会社法人等番号	0400-01-105109	
商号	株式会社OnePlanet	
本店	千葉県長生郡一宮町一宮2998番地2	
公告をする方法	電子公告により行う。 https://k.secure.freee.co.jp/companies/88744/announces ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。	
会社成立の年月日	平成30年6月15日	
目的	(1) インターネットのコンテンツの企画、制作及び運営 (2) 日用雑貨及び服飾雑貨の販売 (3) 生鮮食品、保存食品及び加工食品の販売 (4) アウトソーシング事業の受託及び請負 (5) 無料職業紹介事業及び有料職業紹介事業 (6) 求人、求職情報提供サービスの企画、運営及び管理業務 (7) 飲食店及び喫茶店の経営 (8) 賃貸別荘、貸ビル、旅館、ホテルその他の宿泊施設の経営 (9) キャンプ場、公園、マリーナ等のレジャー施設、スポーツ施設、研修教育施設等の運営並びに賃貸 (10) 不動産賃貸業 (11) 経営コンサルティング業務 (12) 前各号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	611万200株	令和 2年11月30日変更
		令和 2年12月15日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 122万2040株	令和 2年11月30日変更
		令和 2年12月15日登記
資本金の額	金120万円	平成31年 4月15日変更
		令和 1年 5月17日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式の譲渡による取得については、代表取締役の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 村上智彦	
	東京都渋谷区渋谷三丁目10番18-303号 代表取締役 村上智彦	
	千葉県大網白里市大網393番地2A201 代表取締役 村上智彦	令和 2年 9月26日住所移転 令和 2年12月15日登記
新株予約権	第1回J-KISS型新株予約権 新株予約権の数 11個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的たる株式の種類(以下「転換対象株式」という。)は当会社の普通株式とする。但し、次回株式資金調達において発行する株式が普通株式以外の種類株式である場合には、当該種類株式(但し、その発行価額が転換価額と異なる場合には、1株あたり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額は適切に調整される。)とする。 本新株予約権の行使により当社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当社の保有する転換対象株式を処分する数は、本新	

株予約権の発行価額（「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨」に定める額をいう。以下同じ。）の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 転換価額

(a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額（小数点以下切上げ）をいう。

(x) 割当日以降に資金調達を目的として当社が行う（一連の）株式の発行（当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が70,000,000円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。）における1株あたり発行価額に0.8を乗じた額

(y) 800,000,000円（以下「評価額上限」という。）を次回株式資金調達の払込期日（払込期間が設定された場合には、払込期間の初日）の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額

なお、「完全希釈化後株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数（但し、自己株式を除く。）をいう。但し、完全希釈化後株式数の算出上、普通株式以外の株式等（但し、本新株予約権及び転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を除く。）についてはその時点で全て普通株式に転換され又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定し、本号(c)の場合を除き、当社において発行を決定し未だ未発行の新株予約権があるときは、当該新株予約権のすべてが行使され普通株式が発行されたものと仮定する。「株式等」とは、当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利をいう。

(b) 前号にかかわらず、割当日の24ヶ月後の応当日（以下「転換期限」という。）以降における転換価額は、評価額上限を「新株予約権の行使の条件」(b)号に基づく承認がなされた日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。

(c) 前二号にかかわらず、次回株式資金調達の実行日又は転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合における転換価額は、評価額上限を当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。

なお、「支配権移転取引等」とは、(i)当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、(ii)合併、株式交換又は株式移転（但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iii)吸収分割又は新設分割（但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iv)当社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における当社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）、又は(v)当社の解散もしくは清算をいう。但し、かかる行為が当社の持株会社（当社の完全親会社であり、当社の株主がかかる行為の直前における当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権1個あたり100万円

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。

新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、又は次回株式資金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合はこの限りではない。

(b) 前(a)号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権（転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を含む。以下本(b)号において同じ。）の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項

当社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当社の株主総会（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって1株に満

たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。

- (2) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項
当会社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額の2倍に相当する金銭を交付する。

令和 5年 7月 28日発行

令和 5年 11月 17日登記

第1a回J-KISS型新株予約権

新株予約権の数

1個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

- (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的たる株式の種類（以下「転換対象株式」という。）は当会社の普通株式とする。但し、次回株式資金調達において発行する株式が普通株式以外の種類株式である場合には、当該種類株式（但し、その発行価額が転換価額と異なる場合には、1株あたり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額は適切に調整される。）とする。本新株予約権の行使により当会社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額（「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨」に定める額をいう。以下同じ。）の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (2) 転換価額

- (a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額（小数点以下切上げ）をいう。

(x) 割当日以降に資金調達を目的として当社が行う（一連の）株式の発行（当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が70,000,000円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。）における1株あたり発行価額に0.8を乗じた額

(y) 800,000,000円（以下「評価額上限」という。）を次回株式資金調達の払込期日（払込期間が設定された場合には、払込期間の初日）の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額

なお、「完全希釈化後株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数（但し、自己株式を除く。）をいう。但し、完全希釈化後株式数の算出上、普通株式以外の株式等（但し、本新株予約権及び転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を除く。）についてはその時点で全て普通株式に転換され又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定し、本号(c)の場合を除き、当社において発行を決定し未だ未発行の新株予約権があるときは、当該新株予約権のすべてが行使され普通株式が発行されたものと仮定する。「株式等」とは、当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利をいう。

- (b) 前号にかかわらず、割当日の24ヶ月後の応当日（以下「転換期限」という。）以降における転換価額は、評価額上限を「新株予約権の行使の条件」(b)号に基づく承認がなされた日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。

- (c) 前二号にかかわらず、次回株式資金調達の実行日又は転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合における転換価額は、評価額上限を当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。

なお、「支配権移転取引等」とは、(i)当社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、(ii)合併、株式交換又は株式移転（但し、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iii)吸収分割又は新設分割（但し、当社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iv)当社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における当社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）、又は(v)当社の解散もしくは清算をいう。但し、かかる行為が当社の持株会社（当社の完全親会社であり、当社の株主がかかる行為の直前における当社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することにな

	<p>る会社をいう。)の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 新株予約権1個あたり100万円 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。 新株予約権を行使することができる期間 各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。 新株予約権の行使の条件 (a) 本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、又は次回株式資金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合はこの限りではない。 (b) 前(a)号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権(転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を含む。以下本(b)号において同じ。)の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 (1) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項 当社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当社の株主総会(当社が取締役会設置会社である場合には取締役会)が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従って金銭を交付する。 (2) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項 当社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当社の株主総会(当社が取締役会設置会社である場合には取締役会)が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額の2倍に相当する金銭を交付する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和</td> <td>5年</td> <td>8月25日発行</td> </tr> <tr> <td>令和</td> <td>5年</td> <td>11月17日登記</td> </tr> </table>	令和	5年	8月25日発行	令和	5年	11月17日登記
令和	5年	8月25日発行						
令和	5年	11月17日登記						
登記記録に関する事項	設立	平成30年 6月15日登記						

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。